

# 三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の 指定に関する要綱

## 第1 目的

この要綱は、三重県がん診療連携準拠点病院（以下「準拠点病院」という。）及び三重県がん診療連携病院（以下「連携病院」という。）の指定に関する手続きや要件等を定めることにより、本県におけるがん診療体制の充実を図り、県民に安心かつ適切な医療が提供されることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要綱において、準拠点病院とは第4で定める整備要件、連携病院とは第5で定める整備要件をそれぞれ満たすと知事が認定した病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。以下同じ。）をいう。

## 第3 準拠点病院、連携病院の指定

- 1 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）は、指定を受けようとする年度の前年度の10月末日（同日が閉院日の場合は直前の閉院日をいう。以下同じ。）までに、「三重県がん診療連携準拠点病院・連携病院新規指定（指定更新）申請書」（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別途定める場合はこの限りではない。
- 2 知事は、県内に所在する病院のうち第4又は第5で定める要件を満たすものについて、前項の申請書の内容及び診療機能等の状況を総合的に勘案し、準拠点病院又は連携病院として指定する。

なお、指定にあたっては三重県がん対策推進条例第24条に規定する三重県がん対策推進協議会から意見聴取を行うこととする。
- 3 準拠点病院及び連携病院の指定は原則として4年ごとに行うこととし、指定期間は指定の基準となる年度（以下「指定基準年度」という。）の4月1日を起算日として4年間（以下「指定基準期間」という。）とする。ただし、指定基準年度以外の年度で指定を受けようとする場合の指定期間は、当該年度の4月1日を起算日とし、指定基準期間の終期までとする。
- 4 知事は、第2項の指定を行った場合、開設者に対し「三重県がん診療（連携準拠点病院・連携病院）指定通知書」（別記第2号様式）によりその旨を通知する。
- 5 知事は、第2項の指定を更新することができる。この場合、現に指定を受けている開設者は当該指定期間の最終年度の10月末日までに別記第1号様式を知事に提出しなければならない。ただし、期日に関して知事が別途定める場合はこの限りではない。

い。

- 6 第2項から第4項までの規定は、指定期間の更新について準用する。
- 7 準拠点病院及び連携病院に指定された病院は、毎年10月末日までに、別途定める「現況報告書」を知事あてに提出しなければならない。ただし、知事が別途定める場合はこの限りではない。
- 8 知事は、第2項の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該指定を取り消すことができる。
  - (1) 第4又は第5に定める要件を満たさなくなったと認めるとき
  - (2) 第6から第8の規定を遵守していないと認めるとき
  - (3) 開設者から指定の取消の申出があったとき

#### 第4 準拠点病院の整備要件

準拠点病院は、当県の地勢及びがん医療圏ごとの人口規模に鑑み、がんの標準的・集学的治療を行う地域がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を補完するものとして整備する。

このため、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知。以下「指針」という。）の「II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に掲げる要件を原則すべて満たさなければならない。

ただし、指定にあたっては、次に掲げる項目を考慮することとする。

##### 1 指定機関数及び地域性について

本県のがん医療の均てん化及び診療機能の集約化・重点化をはかる観点から、拠点病院とあわせて10機関程度整備することを目途とする。

また指定に際しては、地勢、アクセス面などの地域性を踏まえ、地域ごとのバランスを考慮する。なお、指定にかかるがん医療圏は、地域医療構想区域（桑員、三泗、鈴鹿、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州）を基本とする。

##### 2 「1 診療体制」について

放射線診断、放射線治療、病理診断に係る要件については、必須とはしないものとする。

なお、他の病院との連携によって対応する場合、連携先の病院や連携状況について具体的に示すこと。

##### 3 「2 診療実績」について

###### ①項目

院内がん登録数、悪性腫瘍の手術件数、がんに係る薬物療法のべ患者数、放射線治療のべ患者数、緩和ケアチームの新規介入患者数の基準値については、当該病院

が所在するがん医療圏の対象人口見合いとする。

#### \*算出方法

当該病院が所在するがん医療圏の人口が20万人（がん医療圏ごとの指定箇所数の上限人口の目安）を下回る場合、その人口数を分子、20万を分母として算出した数値を各条件の基準値に乘ずる。

#### ②相対的な評価

患者割合を算出する際に分子に用いる新規入院がん患者数は、当該がん医療圏に居住する患者を対象とする。

また、分母に用いる患者調査の数値は、当該病院が所在する2次医療圏の病院の推計退院患者数に、2次医療圏における当該がん医療圏の人口割合（当該がん医療圏の人口／当該2次医療圏の人口）を乗じたものとする。

### 第5 連携病院の整備要件

連携病院は、拠点病院及び準拠点病院（以下「拠点病院等」という。）との連携を前提として、高度又は特異性のある医療や、当該病院が所在するがん医療圏における対象患者数が多く、拠点病院等では対応しきれない医療を提供することで、拠点病院等を補完するものとして整備する。

このため、次に掲げる要件を満たさなければならない。

#### 1 提供医療の内容について

次に掲げる各号のいずれかに該当すること。

##### (1) 高度又は特異性のある医療を提供すること

次のいずれかの診療実績を有していること

- ・悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上
- ・がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上
- ・放射線治療のべ患者数 年間200人以上
- ・緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

##### (2) 当該病院が所在するがん医療圏における対象患者数が多く、拠点病院等では対応しきれない医療の提供を行うこと

次の①から③の全てを満たしていること。

###### ① 次のいずれかの診療実績を有していること

- ・悪性腫瘍の手術件数 年間320件以上
- ・がんに係る薬物療法のべ患者数 年間800人以上
- ・放射線治療のべ患者数 年間160人以上
- ・緩和ケアチームの新規介入患者数 年間40人以上

###### ② 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、次の割合の診療実績があること

- ・がん医療圏に拠点病院等がある場合  
16%程度又は連携する拠点病院等の患者割合の30%程度
- ・がん医療圏に拠点病院等がない場合  
20%程度

#### \*患者割合の算出方法

患者割合を算出する際に分子に用いる当該病院における新規入院がん患者数は、当該病院が所在するがん医療圏に居住する患者を対象とする。また、分母に用いる患者調査の数値は、当該病院が所在する2次医療圏の病院の推計退院患者数に、2次医療圏における当該がん医療圏の人口割合（当該がん医療圏の人口／当該2次医療圏の人口）を乗じたものとする。

- ③がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）に即して院内がん登録を実施していること

### 2 拠点病院等との連携について

次に掲げる各号をすべて満たしていること。

- (1) 拠点病院等で構成する連携体制やネットワーク会議等に参画しているなど、拠点病院等の各セクションやスタッフとの連携が図られていること
- ・拠点病院等及び連携病院で構成する「三重県がん診療連携協議会」等の連携体制に参画していること
  - ・2次医療圏又はがん医療圏における拠点病院等で構成するネットワーク会議等に参加していること
  - ・拠点病院等と個別に連携していること
- (2) 連携病院等による治療期間中は、対象となる患者の同意を得たうえで、当該患者の診療情報を拠点病院等と相互に交換していること
- ・三重医療安心ネットワークの活用等により、拠点病院等と対象患者の診療情報を交換していること

### 第6 他の医療機関との連携

準拠点病院及び連携病院は、地域のがん医療の向上のため、拠点病院、当該病院以外の準拠点病院、当該病院以外の連携病院、及びその他の医療機関との連携に努めるものとする。

### 第7 三重県のがん施策推進への協力

準拠点病院及び連携病院は、県が実施するがん対策事業に協力するものとする。

## 第8 医師に対する緩和ケア研修の受講促進

準拠点病院及び連携病院は、当該病院に所属するすべての医師が、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について」（平成29年12月1日付け健発第1201第2号通知）に準拠した研修を受講するよう努めるものとする。

## 第9 広報

- 1 知事は、準拠点病院及び連携病院の名称、役割、診療機能等について、県民への周知に努めるものとする。
- 2 準拠点病院及び連携病院は、知事が新規指定申請書・指定更新申請書・現況報告書を公表することに同意すること。
- 3 準拠点病院及び連携病院は知事が県内のがん医療を評価するために、がん登録や現況報告書等を活用して病院毎の診療実績等のデータをとりまとめ、公表することに同意すること。

## 第10 指定の有効期間内における手続きについて

- 1 指定の期間内において、次に掲げる状況が発生した準拠点病院及び連携病院は、別に定める「三重県がん診療連携準拠点病院・連携病院変更等届」（別記第3号様式）により、迅速に知事に届け出ることとする。
  - (1) 移転する場合や、診療機能を分離する場合、他施設と統合する場合及び名称が変更される場合
  - (2) 厚生労働大臣からがん診療連携に係る病院として指定され、県指定を辞退する場合
  - (3) その他、知事が必要と認める場合
- 2 前項各号の状況が発生したことを確認した場合、知事は、必要に応じ、三重県がん対策推進協議会から意見聴取を行い、指定の見直し等を行うことができるものとする。
- 3 指定の有効期間内において、準拠点病院又は連携病院が、指定要件を満たしていないこと等が確認された場合、知事は、三重県がん対策推進協議会から意見聴取を行い、当該準拠点病院又は連携病院に対し、1年の期間を定めて準拠点病院（特例型）又は連携病院（特例型）の指定を行うことができる。
- 4 前項の規定により準拠点病院（特例型）又は連携病院（特例型）の指定を受けた準拠点病院又は連携病院が、1年以内に全ての指定要件を充足することができなかつた場合、知事は、三重県がん対策推進協議会の意見を踏まえ、当該準拠点病院（特例型）又は連携病院（特例型）に対し、指定の更新を行わないことができる。
- 5 準拠点病院（特例型）又は連携病院（特例型）の指定の類型の定めは、1年内に指定要件の充足 条件が改善された場合に、三重県がん対策推進協議会の意見を踏ま

え、見直すことができるものとする。

- 6 第3項の規定は、既に準拠点病院又は連携病院の指定を受けている病院が第3の第1項の規定により指定の更新を受けようとする場合に準用する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「三重県がん診療連携推進病院指定に関する要綱」（平成22年10月28日適用・平成23年10月24日改訂）は廃止する。

#### 附則（一部改正）

この要綱は、平成30年2月7日から適用する。

#### 附則（一部改正）

この要綱は、平成31年3月22日から適用する。

#### 附則（一部改正）

この要綱は、令和3年9月1日から適用する。

#### 附則（一部改正）

この要綱は、令和5年11月6日から適用する。